

留萌市地域おこし協力隊（農業分野）募集要項

【はじめに】

留萌市は、日本海に面した北海道の北西部に位置し、南北には暑寒別天売焼尻国定公園が連なり、日本海に沈む夕陽が美しく、ハートの形をした人情味あふれるみなとまちです。

ニシン漁とともに発展し、全国一のシェアを誇る「塩かずの子」や、全国食味分析鑑定コンクールにおいて金賞を受賞した「南るもい産米」などを生産しているほか、「トルコギキョウ」の産地として、関東や関西の市場で高い評価を得ています。

留萌市の人口は、昭和42年に約4万3千人とこれまでのピークを迎えましたが、昭和43年頃から転出者が増加し、基幹産業である漁業・水産加工業の衰退、留萌市の人口を支えてきた官公庁の統廃合が進み、さらに人口減少に拍車がかかり、現在の人口は約2万人にまで減少しています。また、農山漁村を取り巻く情勢は厳しさを増しており、農家の減少や高齢化が進んでいます。

このような中、「留萌ならではの」を創造し、農業者が将来に向け自信と希望、そして誇りを持って取り組んでいける産業を目指した取り組みが求められています。

留萌市では、「幌糠農業・農村支援センター」を設置し、農作物、園芸作物の生産技術、農産加工品の製造に関する研究、農業の実践的な研修等を通じた担い手の育成等を通じて、地域の農業、農村の活性化に資する活動を支援しています。

この「幌糠農業・農村支援センター」や市内農園を拠点に、地域農業者の協力、NPO法人もい農業応援隊の協力を得て、花き栽培技術の習得や営農支援、農産物の利活用研究の取り組みを進めながら、留萌全体の元気を取り戻すことを目的に、意欲ある都市部の人材を積極的に受け入れ、地域農業、農村集落の維持や人の交流を活発化させるため、次のとおり「留萌市地域おこし協力隊」を募集いたします。

この地域おこし協力隊活動期間終了後に、留萌市内において花き農家として営農し、「留萌に定住したい」という思いを持った方々の応募をお待ちしています。

【募集概要】

1 留萌市地域おこし協力隊募集人員(1名)

- (1) 農業（花き栽培）技術の習得と農産物の利活用研究などを通じた地域力の活性化

2 業務概要

- (1) 基本活動
 - ・ 地域農業者の指導による農業技術の習得
 - ・ 地場農産物の利活用研究
 - ・ 農村地域におけるコミュニティづくり
- (2) 地域おこし活動
 - ・ 地域の課題や困りごとなど地域ニーズの把握
 - ・ 地域ニーズの解決に向けての活動

- (3) 生活基盤形成活動
 - ・ 協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）個々の適性に合わせながら、本事業終了後の定住に向けた基礎の構築活動

3 募集対象

- (1) 現在、三大都市圏や都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に現に住所を有し、委嘱日に留萌市に住民登録を移し居住できる満20歳以上の方
※ 詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の北海道留萌市の欄をご覧ください。
- (2) 普通自動車運転免許を取得し、勤務開始時点で1年以上経過している方
- (3) 電子メール等、パソコンを日常的に使用している方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方
- (5) 地域住民やNPOなどの関係機関・団体などと協力しながら、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (6) 活動終了時に起業又は就業して留萌市に定住する意欲のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4 勤務地

留萌市藤山地区 ほか市内一円

5 勤務時間等

- (1) 週4日間、30時間
- (2) 勤務日時等については、協力隊員との協議の上、季節や業務の内容により変動する場合があります。
- (3) 高度な栽培技術を習得していただくため、勤務時間以外においても農業実習を受けることができます（最大3年間）。

6 雇用形態・期間等

- (1) 留萌市の会計年度任用職員（パートタイム）として、留萌市長が委嘱します。
- (2) 委嘱期間は、採用の日から令和5年3月31日までとします。その後、1年を超えない範囲において、留萌市長が委嘱更新の判断をし、最長期間は、委嘱の日から3年までとします。
- (3) 協力隊員として相応しくないと市長が判断した場合、任期中であっても任用を取り消す場合があります。

7 待遇・福利厚生等

- (1) 報酬月額 月額214,000円
※ 月の途中で任用又は解職するなど、勤務が1月に満たない場合は、

日割り計算で支給します。

※ 期末手当の支給はありません。

※ 上記から税、社会保険料等の自己負担分が差し引かれます。

- (2) 住居 月額27,000円を上限に家賃の実費相当額を支給します（家賃に食費等が含まれている場合は、留萌市の定める基準に準じて算出した額とします）。

希望がある場合は、市が用意する新規就農者等支援住宅（市内幌糠地区）を斡旋をします。家賃（月額8,000円）は住居割増報酬として支給しますが、水道・光熱費等は自己負担となります。また、家具などの日常生活用品は個人で用意していただきます。

- (3) 通勤手当 留萌市の定める基準により支給します。

- (4) パソコン 必要に応じて、パソコンを貸与します。

- (5) 使用車両 必要に応じて、留萌市公用車を使用します。

- (6) 社会保険等 厚生年金・社会保険等に参加します。

- (7) 年次有給休暇 労働基準法等関係法令によります。

- (8) 実践活動 協力隊員の勤務を要する時間以外の活動として、市長が認める範囲で次の実践活動を行うことができます。

① 基本活動及び地域協力活動に関連し実施する活動において、その活動に対する対価等を得る活動

② 地域おこし活動期間終了後の定住に向けた基礎の構築活動に必要な実証活動において、その活動に対する対価等を得る活動

※ 制度の改正等により待遇・福利厚生の内容に変更が生じる場合があります。

8 応募手続

- (1) 応募受付

令和4年6月30日（木曜日）必着

※ 勤務開始月は、協力隊員との調整により決定します。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、面接時期や勤務開始時期を調整する場合があります。

- (2) 提出書類

- ① 写真付履歴書及び職務経歴書を郵送してください。

※ 必ず次の事項を明記ください。

- ・ パソコンからの電子メールが受信可能なメールアドレス
- ・ 希望業務（「1 留萌市地域おこし協力隊募集人員」の業務名）

② お問い合わせ、応募先

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

留萌市役所 地域振興部 政策調整課 政策調整係

Mail : kikaku@e-rumoi.jp

TEL : 0164-42-1809 FAX : 0164-43-8778

9 選考

- (1) 書類選考の上、結果を電子メールにて通知します。
- (2) 書類選考合格者を対象に、留萌市内で面接試験を実施する予定です。
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインでの面接となる場合もあります。
面接日時等の詳細については、書類選考結果の際に電子メールで通知します。

10 その他

- (1) 次に該当する場合は、採用を取り消す場合があります。
 - ・ 採用前に留萌市内に住民登録を移動させた場合
 - ・ 申込資格がないこと、申込書の記載事項に事実と異なること等が判明した場合
- (2) 日常生活等の移動手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。
- (3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。
- (4) 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。
- (5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。
- (6) 面接試験のための交通費等及び着任のための引っ越し費用・交通費等は支給いたしません。
- (7) その他不明な点がある場合は、次の方法により、電子メールによりお問い合わせください。

なお、ご応募又はご質問いただいた内容について、担当から連絡させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 件名は「地域おこし協力隊応募に係る質問について」と記載ください。
- ② 「住所」「氏名」「メールアドレス」を明記いただくか、別紙1の質問書に必要事項を入力して添付願います。
※ 行き違いを防止するため、お電話での質問は原則受け付けません。
質問に対する回答は、質問者に対して電子メールで回答します。

別紙1「質問書」

年 月 日

留萌市地域振興部政策調整課
政策調整係 行

住 所
氏 名
メールアドレス

留萌市地域おこし協力隊応募に関する質問事項について
留萌市地域おこし協力隊の応募に関して、下記のとおり質問いたします。

記

1 質問内容